

大船渡市中小企業等事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、エネルギー類の価格高騰の影響を受けている市内の中小企業者等の事業継続を支援するために支援金を支給します。

■対象

次の要件を満たす事業者

- 1 市内に事業所を有する中小企業者等であること
- 2 岩手県の中小企業者等事業継続緊急支援金（以下「県支援金」という。）（令和4年度事業又は令和5年度事業）の支給決定を受けていること
- 3 事業継続の意思があること
- 4 市の類似した支援金等の支給を受けていないこと又は受ける予定がないこと
※ただし、次の支援金等については、本支援金との併給が可能となります。
 - ・大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金
 - ・大船渡市製氷販売価格高騰対策事業費補助金
 - ・大船渡市民間保育所等給食費負担軽減事業費補助金（ただし、大船渡市民間保育所等物価高騰対策支援金を受給していない場合に限る。）

■支給額

県支援金の支給額に応じて定額を支給します。

区分	県支給額	市支給額	合計
法人等	15万円	15万円	30万円
個人事業者	7.5万円	7.5万円	15万円

※県支援金を両年度（令和4年度事業、令和5年度事業）分受給している場合であっても、市支援金の支給額は法人等15万円、個人事業者7.5万円となります。

■申請期限

令和6年1月31日（水）まで

■提出書類

- ・大船渡市中小企業等事業継続緊急支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ・県支援金支給決定通知書（令和4年度事業又は令和5年度事業）の写し
- ・誓約書

■申請方法

大船渡商工会議所、又は市のホームページから申請様式（様式第1号）をダウンロードし、関係書類を添えて、大船渡商工会議所に提出してください。

※申請は1事業者当たり1回限りとします。

※詳しくは、大船渡商工会議所、又は市ホームページをご覧ください。

大船渡商工会議所ホームページ ⇒



大船渡市ホームページ ⇒



お問い合わせ先

〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字中道下2番地25

大船渡商工会議所

TEL：0192-26-2141